



77
6113
4



泰西國法論卷四

見今定律國法の大旨

第一篇

定律國法の釋義

第一章 定律の國法とて國家の由と以て制度法令と定むる所の條規條例と總攝して之と言ふなり

第二章 右の條規條例を概するる根本律法中集記す根本律法とて國家至高の律法とて又之を國綱或は朝憲或國制又單一制度と稱す他一切律法の本原なり

第三章 定律の國法と一頭多頭兩政治は於て行ふ可一定律の一頭政治も即有限君主の國として世は所謂定律

去
五
味
均
平
蔵



泰西國法論 卷四 第一篇

此君國をり

第四章 文明の諸國に於て定律國法の端緒始て露きこと
新史の初に於て今と距る年既より久し

第五章 定律の國法數百年の歲月を重ねく漸々其歩
を進め終り完備に至りしと獨英吉利のみ

第六章 大陸の諸國に於ては法朗西學士孟得斯咎ルウ
ガウ其説を唱へたりし職を以て是由り千七百八十九年

佛國變亂の爲に煽動せられ其説諸州に蜂起し定律の國
法頓り成長したり

皇今次新國法の大旨

表四國法論卷四

本五十九年

第二篇

根本律法 即國制又稱朝綱

第一章 根本律法を國家至高の律法として職を以て定律
國法の大本と詳明確定す

第二章 根本律法を惟國制の大綱領を掲ぐる耳其詳細
を各箇の律法即所謂經綸律法中に具載す

第三章 根本律法の所載を別ちて二大綱を為す可し
第五甲 國家住民彼此權義の定規

第四章 國制即建國の法制
第四章 定律の諸國に於て根本律法を實に國朝の大憲
法として之を制定す時を當りて極て綿密に留心す

盛典大禮を以て之と國中に頒告し國中の諸權誓て其長
久に守る可き事定む可し○故に概するに根本律法中の
特條あり殊更に其頓に變易す可らざると揭示す

第五章 惟英國は於ては其國制と根本律法を集記せ
ずして各箇の律法中に特記す故に國制の定まるや一朝
一夕の事は非ず積年沿革の致す所なり故に絶す常例の
制法は由て其不足と補ひ其陳腐と改む

第二章

根本律法

第三篇

第一章 國家及其國の住民彼此權義の定規

第二章 國法論の大本は從て根本律法の掲記する所左

如

第一章 國家に對して住民有する所の諸權

第二章 國民の公權即所謂都人士權

第三章 國家に對して住民の務む可き義

第二章 住民の國家に對して有する所の諸權と根本律

法は條載して守保す可き事なり又然る事及ざる事なり

故に其精疎詳略を其國其時の形勢に準じて一概に論定

難事

第三章 右住民の諸權根本律法中明記せざるを國家或之を敬重せざる恐るる國に於ては須らく之と的確明細は條記す可し

第四章 國民の公權を經國の制度と關係親密なるを宜しく根本律法中明記す可し

第五章 尤綿密な條記す可きを通國及び州邑の代民議事と推舉する公權と推舉する可き公權の條例として所謂選舉法あり

第六章 國家に對して住民は務む可き義も綿密な根本律法中に揭示す可し是れを國家其住民に對して行ふ所の權を明白にする為なり二つを右國家正權の界限と

定め其私を制し肆は人の特恩特准と與へ威福を作すと防ぐ為なり

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 憲法論 and 卷四）

第四篇

國制即建國の法制

第一章 根本律法中の尤多く尤詳ある條款を國の制度と定むる所の條目あり

第二章 第一に記載す可き政體の定議として其國を定て或は多頭政治の國と一頭政治の國とするあり而して一頭政治の國に於て兼て繼統の次序を定む可

第三章 次は國家の主權を操持する人を定め次は其三方向制法政令司法の權を執行する法を定むべし

第四章 政令理財の綱領及び國家の特は心を用ふ可き

國事を亦根本律法の定む可き所あり

第五章 其目と舉れを左の如し

第一 通國政令の制

第二 州邑政令の制

第三 收納出費貨幣及び國債の制

第四 法敎學校濟貧産業水利道路橋梁兼攝地方等

重大事件須要の定則

第六章 之を根本律法に條記する體裁二様と別る

第七章 甲政令理財の大體と定め及び法敎等國家の留

意す可き事件の綱領と掲ぐるあり

第八章 乙君主の私意妄行を防ぎ暴政或は怠慢を防ぐ

為の柵欄保証を與ふるなり

第九章 根本律法を以て此保証を與ふる二道あり

甲 國家の威權を等平より其勢を均くし私に威福

と張る相制する様は通國の制度を立るあり

乙 政令理財を良善ありむる特別の保証を設る

なり

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

第五篇

定律國內均勢の制

第一章 見今定律國法の要旨を國內に威權の平均と調

つる威權を操る者の威福と張る防ぎ人々自主の業及

其諸權を保全し并に國家の公益を保護するに在り

第二章 右の要旨を達する為に定律國法に於て制法

政令司法の三權を別ち政令と制法の下に置き司法と自

立自治の法士に託す可し

第三章 定律の國法に於て右の要旨を達する為に殊に

緊要とするに國家の頭主たる政府を平列し其代民總會

を立て制法の權を別ち政令と監視せしむるなり

第四章 代民總會と獨政府の輔弼參謀のみよ止らる自
其所見よ從ひ獨斷獨行す可し

第五章 代民總會の列即議事よ任ずる人よ宰相の如く
國君の臣よ非ず故よ必しも其命令よ恭順まじり要せ
○之と任ずる者國民あり故よ其責と受る所專國民よ在
り

第六章 又代民議事よ法士の如く惟律法と遵守す官よ
非ず其職君主と法と議して法と定むるなり

第七章 定律の國法よ從む國內よ二箇自立の權威ありて
匹敵對抗す政府及び代民總會是なり是此二體心と協せ
力を戮せり國家の大益と增長せんが為なり

第八章 此の如く自立の二體並立す時互に相激し
間隙を生ずる患無き保ち難し故よ豫り此患を防ぐ
具亦是り可し

第九章 豫防の具左の如し

- 第一 宰相の任責
- 第二 代民總會監視糾問の權
- 第三 代民總會呈議の權
- 第四 代民總會と別て二局とす事
- 第五 代民總會と開閉す權政府よ在る事
- 第六 代民總會と解散せしむる權政府よ在る事
- 第十章 宰相の任責就中所謂道學の論よ屬する任責の

力は因て以て政府と代民總會の同心一致と長ずる不足る
第十一章 定律の國は於て宰相任責の裨益を殊に政府
として根本律法の條例に從て政令を行はむるなり

第十二章 代民總會監視糾問の權は宰相の任責と相連
結する事親密なり蓋其責を任する者宰相なり之を
監視糾問する者代民總會なり

第十三章 監視糾問の權を恒に政府の行事を監視し
公然として其是非得失を駁論し國家の大事に當てると特
宰相に解明を請ひ律法の行否政令の得失通國の状況等
と糾問するを云ふ

第十四章 呈議の權は代民總會國の為に有益ありと思ふ

所の議論を奏呈する權あり

第十五章 呈議の權を行ふる二様あり

甲 奏書と國君に呈して國家の利害得失を深切に
報告するなり

乙 新に律法を制す可く或る之を變革す可き時は
當て政府之を欲せば或る殊更に之を慢る時に
律法の文案を草して之を政府に呈するなり

第十六章 呈議の權釐正の權と親密は相連結す此は政
府にて草したる律法の文案を代民總會披閱して改正する
權あり

第十七章 代民總會と二局は別つと緊要とする由縁を

律法の草案を丁寧な討論考覈せしめむる為なり其政府
は抵抗する事過て甚きを以て防ぐる為あり國家重大の事
件を執行するに當て思慮綿密を渉らむる為あり
第十八章 代民總會を二局に別てる國は於て概する二
局の制度職掌威權は小異同なり
第十九章 代民總會開閉の權を政府之と操持す可し是
其故代民總會威福を逞くし遂に永任の議政官と成るを
防ぐるなり

第二十章 又政府其代民總會を開閉する權を恃み遂に
代民總會を廢し獨威福を擅するを防ぐる為に代民總
會を必會合す可き例年の月日時限を確定して根本律法
に明示する事緊要なり

第二十一章 代民總會を解散せしむる權を政府代民
總會の一局或は兩局共に解散せしめて罷歸す權あり但
然る時國民新し又代民議事を推舉して之に代ふ
第二十二章 政府と代民總會との議論相合せ時々
遂に相和す可らざる矛盾を生じ由て以て國家の平安を
妨害通國の公益を害する事あり是政府代民總會を解散
せしむる權を有す可き原由なり
第二十三章 代民總會を解散せしむるに其理政府代民
總會と争ふ所の議論を國民に訟ふるに同し而して國民
新し代民議事を推舉するに正し其判斷を為すなり

第二十四章 若夫見任の代民議事國民の望と失ひ復國用上供せざる事明瞭ある時代民總會を解散せしむる權止む可らざるなり

第二十五章 然れども上章の如く代民總會を解散する此止む可らざる事代民議事推舉の法と改正する時と殆無用と屬す可し其法譬を代民議事推舉の時と別て二より半と甲の年と推舉し半としの年と推舉するなり

第二十六章 凡そ法律の制定は國民の公意を代表するものなり故に法律の制定は國民の公意を代表するものなり故に法律の制定は國民の公意を代表するものなり

第六篇

政令理財と良善ありしむる保証

第一章 根本律法より由て以て政府と代民總會の間は威權の平均と調護し人民自主の權と初として一切の權利平安と守護す然れども是猶未善と盡ざるなり○根本律法と以て政令の不善と防ぎ通國の公益と保護する事亦緊要なり

第二章 政令は終始政府の特權あり可し是定律國法論の認て善とする所なり故に代民總會政令理財を司るは其許ざる所あり

第三章 右の如く政令は根本律法及び他律法所定の條

例は準一獨政府の專はする所ある可し然れども終始代
民總會若くは他の自立せる國會の監視は從ふ可し

第四章 定律國法は於て代民總會として終始政府の政
令と監視せしむる制度左の如し

第一 政府其行事并は全國の形勢及ひ國家の大利
害に關する事を報告す可し是政府の義務あり

第二 宰相の任責

第三 財政に前年より定めしむる積書より從て之を理り
翌年其會計辨解と為す可し

第七篇

政府の報告

第一章 政府代民總會より與ふる所の報告は通特の二種
あり

第二章 通種の報告は就中通國の形勢を布告するあり
其精疎詳略は時宜より從ふ此は定律諸國の例より毎歲代
民總會を開く日より君主御座より登り口づらう之を宣告す
之を聖諭と稱す

第三章 特種の報告は根本律法の條例より從ひ或は然ら
ざるも時宜より依り國家の大利害に關涉する事件を言語或
文書より報告するあり

第四章 政府の報告了因る代民總會政令の得失邦國の情態と察し由て以て其議論と出す階とは是政府報告の要用ある由縁あり

政府の報告

泰西國法論

第八篇

宰相の任責

第一章 宰相は國中第一の高官にして國君躬親ら其人を選擧して各科政令の管轄を依託する所の人あり

第二章 宰相の任責は獨其處分の上より止らば○管下の僚屬各其職掌を慎守する責は任ずと雖も宰相は國家政令の全體を負荷する責は任ず之と稱して道學の論は屬する任責と云ふ

第三章 宰相の第一は責を受け辨解と為す可きを國君あり國君は其意見に任ぜり宰相を進退す

第四章 定律の國法論に従て獨君主の責は對ふるは

ありて又其自己の處不及ひ政府の處分よ就て代民總會の詰問と辨解す可し

第五章 定律君國の定論よ從て専ら國事の責よ任ずる者し宰相よりして君主し人之と詰問す可らば又凌辱す可らば

第六章 其故し君主し躬親ら國の大主權と領し或し之と其身よ表し其位至高しして復其罪状と問治す可き人無れをかり

第七章 若夫君主亦其無道の行事或し政事の過失よ就て詰問の辨解と為す可き時と獨國君と敬尊する道缺るめとありて君主の上よ更よ君主の所行と裁斷する一權

位と尚ふりて體裁宜かきありて

第八章 宰相代民總會の詰問と辨解するふ三道有り

第一 刑法の詰問

第二 私法の詰問

第三 代民總會の詰問

第九章 若夫宰相根本律法と蔑し或他の律法と犯し或律法と行ふ可きよ當りて殊更よ之と怠り或國家を危くし又過分は威福と張る時し刑法の詰問と辨解す可し

第十章 刑法の詰問と為し當て愛憎怨欲等の私情絶て行はる可らば

第十一章 詰問の分界と明亮精密よ定て之と律法よ掲

記す可し故に律法に明示し刑す可し其の罪状
慢務に非ざるを絶て刑法の詰問を施す可らる○又各箇の
罪科に就て宰相の受く可き刑罰を明白に律法上に指示
す可し

第十二章 宰相の罪と治るし或は君主或は代民總會に
し其例格を律法に之と確定し且宰相に優し自ら防衛
する路と與ふ可し

第十三章 有罪宰相の裁決に國內至高法衙の司る所
り或は律法の明文に從て時に臨て特し法官を置き之を
司らしむ

第十四章 君主特赦停問措不問の權を有すと雖も代民

總會之を許諾する非ざるを或は告られ或は裁決既に定
れる宰相の爲に君主擅に之を行ふ可らる

第十五章 私法の詰問に宰相不正の處分は因て國家の
損害を起し其時の詰問なり若夫宰相之を辯解する能
ざる時に其私財を以て之を償ふ可し

第十六章 私法の詰問を施す可き時宜詰問を興す可き
人及び其方法并に裁決を司る法士に至る迄皆明白に律
法に指示す可し

第十七章 代民總會の詰問に専ら道學の論に屬して其
性質功用共に法學の論を以て論定す可らる
第十八章 此詰問に代民總會終始政府の行事を監視す

其間と其呈議糾問の權并に宰相の解明と要する權中
行

第十九章 此詰問の趣旨を代民總會宰相の行事或は政
令の處ふに就て宰相と論駁し宰相之を辨解する能
を其職を退りしむるに在り

國家の財政を善くしむる保證
第一章 國家財用の政を政令の一派として政府特之を
司り代民總會として司らしむ可らば
第二章 然れ共代民總會として政府財用の政を監視せ
しむ可し是其故政府財用の政として廉正儉約ありし
且歳入宜きを得歳出其趣旨は愜ひ國家の公益は供せ
めんが為なり

第九篇

第三章 代民總會政府の財政を監視するに二方あり
甲 積書
乙 會計辨解

第四章 積書を本年の費用と其前年豫りて算定し兼て其費用を收取する所の方を指示する文牒をり
第五章 積書之を代民總會と交與し代民總會をして條を逐て微細に検査せしむ可し○代民總會之を可し許諾する時に其許諾の文を政府に輸す其文律法の體を倣ふ之を積書の律法と稱す
第六章 積書中出費の條をし各局各部本年費用至多の額を定記す
第七章 各局各部の費用其至多の額と踰ゆ可らず若夫臨時の費用ありて其額を踰る時に新し代民總會の許諾を要す可し○并し積書中甲の費用を以て乙の費用を代

ふ可らず若夫之を要する時に又代民總會の明許を要す可し之を改書或は改正と稱す
第八章 收納と豫りて常額を定り難し○歳入收税其道多端を其皆以て其額數を前定す可らば
第九章 故し積書中を唯收納の大略を算し某々の税を以て某々の費を充つを概記する耳
第十章 新し金を借りて國債と為し或は之を償還し又彼此の國債と交換する事亦代民總會の明許を要す可し
第十一章 積書の本年終る時に政府其會計と辨解を代民總會に送る
第十二章 會計辨解宜しく左の四件を明晰ます可し

第一 各局各部の出費積書の額と踰ぎり事

第二 出費と皆有用の國事と供し且舊來の典令と合せし事

第三 收納の督責正當ありし事

第四 一切收入の辨解正當ありし事

第十三章 會計の検査極く綿密にして瑣細の出費收納
よ至る迄辨解正當あり可し

第十四章 然れ共此の如く極く瑣細なる出費收納の會
計よ至る迄精密な検査を遂る事を甚煩雜なる事として代
民總會の耐ざる所なり

第十五章 故よ各國大抵此検査を以て其專務とする所

の公會り之と會計局と稱す

第十六章 會計局の人を國家の官吏ありと雖も其官務
を行ふる當る毫も政府より束縛せられ其職を自治す
る事法士よ同トく且其官よ任ぜらるる方法格例亦法士
よ同ト

第十七章 會計局の職掌大約左の如し

第一 各種の出費を積書と令典よ比較して其合否
を觀るなり

第二 一切出費の証左ある領票の有無を觀るなり

第三 收入の辨解當るや否やと觀察するなり

第四 官田等國家の所領并官庫武庫中よ見在せ

る諸物と監視するあり

第五 國債の管轄と監視するあり

第十八章 財用の政に紀率を加へ儉約を長す可き方法
りしは知れを直し之を政府に報告す可し是會計局の任
なり

第十九章 會計局年々其検査に因て得る所の事實を記
し之を報帖と為し政府の會計辨解に附し之を代民總會
に送る

第二十章 代民總會政府の辨解を會計局の報告と比較
し之を是とし許諾する時始て當年の會計大成す是を於
て律法より以て其大成を定む

泰西國法論終

